

社会福祉法人福振会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年8月1日～令和12年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

女性職員・・・取得率100%

男性職員・・・取得率50%

<対策>

- 令和7年8月～ 各職場における休業者の業務力バリエーションの検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標2：フルタイム労働者1人当たりの各月ごとの時間外労働を5時間以内とする。

<対策>

- 令和7年8月～ 各部署における問題点の検討および研修の実施